

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計器の設定値を根拠として使用している定期検査の判定値に関する確認において、気体廃棄物処理系機能検査の判定基準に関して、排ガス再結合器温度の警報設定値に不整合が認められたため、対応検討	C	
2	2号機	計器の設定値を根拠として使用している定期検査の判定値に関する確認において、総合負荷検査の判定基準に関して、原子炉再循環ポンプモータ振動の警報設定値に不整合が認められたため、対応検討	C	
3	1号機	計器設定に関する確認において、燃料プール冷却浄化系導電率計の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	
4	1号機	計器設定に関する確認において、平均出力領域モニタ（他1件）の警報発生操作手順書に誤記が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	計器の設定値を根拠として使用している定期検査の判定値に関する確認において、気体廃棄物処理系機能検査の判定基準に関する排ガス気水分離器出口水素濃度の警報設定値に不整合が認められたため、対応検討	C	
6	2号機	計器設定に関する確認において、使用済燃料プール冷却浄化系導電率計の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	
7	2号機	計器設定に関する確認において、タービン蒸気加減弁圧カスイッチ（他7件）の警報発生操作手順書に誤記が認められたため、対応検討	C	
8	2号機	計器設定に関する確認において、使用済燃料プール冷却浄化系導電率計の電気制御展開図に誤記が認められたため、対応検討	C	
9	3号機	計器設定に関する確認において、主蒸気管圧力指示計の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	
10	3号機	計器設定に関する確認において、原子炉水位計（他4件）の警報発生操作手順書に誤記が認められたため、対応検討	C	
11	3号機	計器設定に関する確認において、非常用ディーゼル発電機（3A）機関出口冷却水温度計（他3件）の電気制御展開接続図に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	3号機	計器設定に関する確認において、原子炉圧カスイッチの計器点検校正記録に誤記が認められたため、対応検討	C	
13	4号機	所内ボイラ（B）入口給水温度指示計の点検時、指示不良（スティック）が認められたため、当該計器を修理	D	
14	4号機	所内ボイラ（B）バーナ入口重油温度指示計の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	D	
15	4号機	計器設定に関する確認において、液体プロセス放射線モニタスイッチ（他5件）の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	
16	4号機	計器設定に関する確認において、主蒸気逃がし安全圧カスイッチ（他7件）の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	
17	4号機	計器設定に関する確認において、ドライウェル側水素濃度スイッチ（他3件）の警報発生操作手順書に誤記が認められたため、対応検討	C	
18	4号機	計器設定に関する確認において、非常用ディーゼル機関出口冷却水スイッチ（他2件）の電気制御展開接続図に誤記が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
19	4号機	計器設定に関する確認において、ドライウエル側水素濃度スイッチ（他1件）の設定値根拠書に誤記が認められたため、対応検討	C	
20	5号機	ドライウエル換気空調系局所空調機（HVH5-16A）の電動機点検時、電動機主電源ケーブル用口出しパッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	D	
21	5号機	ドライウエル換気空調系局所空調機（HVH5-16B）の電動機点検時、電動機主電源ケーブル用口出しパッキンに劣化が認められたため、当該パッキンを交換	D	
22	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉冷却材浄化系廃樹脂タンクレベル発信器の計器仕様表に誤記が認められたため、対応検討	C	
23	5号機	復水器冷却管（B系）の渦流探傷検査時、冷却管の測定値に判定基準値外れ等が認められたため、当該冷却管に閉止栓施工	D	
24	集中環境施設	廃液乾燥固化系温水タンク蒸気入口弁において、グラウンド部に水のにじみが認められたため、グラウンド部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA64101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで